

住宅リフォームに補助金を活用しませんか？



現在お住まいの住宅の増築、改築、修繕などを行う場合、次の条件に該当する方に費用の一部を助成する「住宅改修促進補助事業」を実施します。補助対象に該当する工事をお考えの方は、ぜひご活用ください。

- ◆ 補助金額 一律 20 万円(補助は同一世帯につき1回限り)
- ◆ 補助金の交付条件 次の項目にすべて該当することが必要です。

対象者	・羽幌町に住民登録がある方 ・町税および使用料を滞納していない方 ・本人および同居の親族が暴力団員でないこと
対象住宅	・本人または3親等以内の親族が所有している住宅 ・現在、自己が居住している住宅
対象工事	・増築工事 ・改築工事 ・修繕または改修工事
施工業者	事前に「羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録」を受けていること(下部参照)
工事費用	工事費が100万円を超える工事であること ※設計費や外構工事費(通路舗装、庭園、車庫など)、消費税などは補助対象外です ※他から補助を受けられる場合、その対象費用は含まない場合があります ※同一年度で町の空き家対策補助金との併用はできません
事業期間	令和7年3月10日までに事業を完了すること ※事業完了とは、工事施工・代金支払い・町への実績報告書提出までをいいます

- ◆ 補助予定件数 40件
- ◆ 申請受付期間 4月15日～7月1日
- ◆ 申請方法 申請書等の提出が必要となります。詳しくは町ホームページでご確認ください。
原則、工事に着手する前に申請が必要です。
該当する工事内容や手続きなどの詳しい内容は、お問合せください。

※ この事業は令和6年度から令和8年度の3年間の期限付きの制度です。

➡ 申請先・お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)

町内建設事業者の方へ

住宅改修促進補助事業を活用して住宅改修工事を受注する予定の事業者は資格登録の手続きを行ってください

- ◆ 資格名 羽幌町住宅改修促進補助事業資格登録
- ◆ 登録できる事業者
 - ・ 羽幌町内に主たる事業所があり、建設業等を営む方(個人・法人は問いません)
 - ・ 住宅改修工事を自ら施工し、町が指定する期間までに完了することが可能な方
- ◆ 受付期間 3月18日～7月1日
- ◆ 申込書類 役場(町民課)・羽幌建設協会・羽幌町商工会に設置します。

➡ 申込先・お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)